

令和7年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年9月12日（金）

2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室

3. 開 会 令和7年9月12日 午前8時57分 委員長宣告

4. 協議事項

1 付託案件

議案第59号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

2 委員会質疑

(1) いじめの未然防止と早期対応の充実

(2) こども誰でも通園制度について（当日取下げ）

(3) 校内教育支援センターについて

3 報告事項

(1)（仮称）可児市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

(2)（仮称）可児市乳児等通園支援事業の確認基準を定める条例の制定

(3) 可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

4 協議事項

(1) 委員会の年間実施計画について

(2) その他

5. 出席委員（7名）

委 員 長 天 羽 良 明 副 委 員 長 田 口 豊 和

委 員 林 則 夫 委 員 富 田 牧 子

委 員 川 合 敏 己 委 員 松 尾 和 樹

委 員 酒 向 さやか

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

こども健康部長 大 杉 美 穂 教育委員会事務局長 水 野 伸 治

保育課長 可 児 浩 之 教育総務課長 下 園 芳 明

学校教育課長 木 村 正 男

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴木 賢司

議会事務局記 中島 めぐみ

議会総務課長 平田 祐二

議会事務局記 大野 祐貴子

○委員長（天羽良明君） それでは、おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願ひします。また、マイクのスイッチを入れてからお話しください。

初めに、1. 付託案件、議案第59号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

保育課長、お願ひします。

○保育課長（可児浩之君） よろしくお願ひします。

議案第59号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

資料番号11、提出議案説明書の3ページをお願いいたします。

このたびの条例制定につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の条項にずれが生じるため、関係する引用条項を含む条例を一括して整理する条例を制定するものでございます。

次に、委員会資料の2ページをお願いいたします。

委員会資料2ページの四角内の概要の欄を御覧ください。

今回の児童福祉法等の一部改正内容につきましては、(1)保育士・保育所支援センターの法定化、(2)保育の体制の整備に係る特例の一般制度化、(3)虐待対応の強化の3点でございます。

このうち、市条例に関係する部分につきましては、下線部分の(2)の②3歳から5歳児のみの小規模保育事業の一般制度化、それから(3)の①保育所等の職員による虐待の通報義務等の創設で、それぞれ児童福祉法第33条の10、子ども・子育て支援法第43条に規定が追加されました。

次に、具体的な改正内容につきましては、資料番号1、議案書に基づき説明させていただきます。

議案書の28ページをお願いいたします。

第1条は、可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第2条の用語の定義中、第28号の特定地域型保育事業について、引用する子ども・子育て支援法第43条に新たに第2項と第3項が追加されたことに伴いまして、これまで第2項であったものが第4項となったため、引用条項を改めるものでございます。

また、第25条の虐待等の禁止について、引用する児童福祉法第33条の10に、新たに第2項と第3項が追加されたことに伴い、「児童福祉法第33条の10各号」としていたものを、「児

童福祉法第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

次に第2条、資料でいきますと29ページになります。

第2条、可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第3条、可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についても、虐待等の禁止について引用する児童福祉法第33条の10に新たに第2項と第3項が追加されたことに伴いまして、「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日は、児童福祉法等の一部を改正する法律に合わせ、令和7年10月1日となります。ただし、第1条中第2条の改正規定につきましては、令和8年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） 言葉の意味ですが、3歳児から5歳児のみの小規模というのは、どれぐらいの人数のことをいうんですか。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

小規模保育施設自体は19人までの施設になりますので、最大で19人までということになります。

○委員（富田牧子君） そうすると19人までの施設で、保育士はどれぐらいなきやいけないわけですかね。

○保育課長（可児浩之君） 小規模保育施設につきましても、通常の保育所の認可園と同じ配置基準の職員になりますので、年齢でいきますと3歳以上ですので20対1になるかと思います。ただし、小規模保育施設については、さらにその必要な保育士数プラス1を配置しなさいというふうな職員配置の基準になっておりますので、それを遵守して配置する必要があるということです。

○委員長（天羽良明君） ほかにありますか。

○委員（富田牧子君） そうすると、19人で2人は保育士が必要という話になりますが、3歳児から5歳児ですので年齢が3段階に分かれますよね。そうすると発達も違うんで、普通の規模の保育園とかそういうところだったら3歳児のクラス、4歳児、5歳児というふうになって、それぞれに合わせていろいろ保育計画も立てていくわけですが、みんなひっくるめて保育士2人ということで年齢もいろいろ違うんですが、そういうことできちっと発達に応じた保育をやっていけるんでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

今のお話ですが、一応枠組みとして3歳以上の小規模保育施設が認められたということでございますけれども、具体的にそのクラス分けであったりとか、その加配の話、基本的には認可園と同じように加配が必要な子が入った場合については加配職員を配置するという

ことになると思うんですけれども、その辺りの具体的な運用につきましては、まだ細かいものが示されておりませんので、またそういったものを確認しながら進めていくということになると思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（川合敏己君） 議案、条例の一部改正なんですけれども、実際今の説明の中にありました(2)と(3)の網かけの部分ですね。虐待に関する通報等の義務を創設するということなんですが、一部改正をするに当たって、今回この可児市でもやはりそういった実態はあったりするのかどうかということをちょっとお願ひいたします。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

この虐待に関する通報義務についてですけれども、もともと個人レベルでは、一応児童福祉法のほうにそういったものを発見した人は通報してくださいねという決めがありました。さらに施設でいきますと高齢者施設ですとかそういった施設、いわゆる虐待が起きやすいというか、起きる可能性が高いと考えられる障がい児施設とかですね、そういったところについては、職員の通報義務というのがあったんですけども、今回改めて保育所やキッズクラブもそうですけれども、そういったところに新たに、より強化するためにそういったものを法定化しようということでございます。

実際にこういったものがあるのかないのかというお話ですけれども、今まで私これで3年目になりますけれども、公立園等でそういった疑わしいといったような話はほとんど聞いたことがございませんので、ただ、職員は注意して見ていただけますので、その辺りは、なかなか私立のほうについて耳に入ってこない形にもなりますので、あと、これにつきまして、国のガイドラインのほうですね、いわゆる虐待とかを含む不適切保育も含めてですけれども、そういったガイドラインも今回見直しをされますので、そういったものに合わせて現場のほうも対応を強化していくことになると思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） 今のは、来ている子供たちに家庭で虐待がないかということですけど、今いろいろ問題になっているのは、保育士さんが虐待するという、そういういろんな事例がこれまでありましたよね。そういう点についてはどのようにになっているんですかね。

○保育課長（可児浩之君） 仕組みとしては、先ほども申し上げたとおり国のガイドライン、いわゆる不適切保育、保育所等における不適切保育に係るガイドラインという形のものが指針としてございまして、こうした事例がどこかの保育園であった場合について、例えば市に通報が来る場合もありますし、保育園のほうに入る場合もあるんですけども、基本的にはその情報を確知した段階で、市としては県のほうと情報を共有して、その程度に応じまして現場に入って該当職員にヒアリングをしたりとか、そういったことを実施させていただきます。その上で不適切保育というふうに認定されたものがある場合については、その重さ、程度に応じまして、いわゆる公開するかどうかとか、具体的な県からの注意、行政の注意というか、その辺の処分の話が決定されていくというような形の仕組みにはなってございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

[举手する者なし]

ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

[「なし」の声あり]

それでは、討論を終了します。

これより、議案第59号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

举手により採決をいたします。

原案に賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

举手全員であります。よって、議案第59号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時10分

再開 午前 9 時12分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

2. 委員会質疑、(1)いじめの未然防止と早期対応の充実についてを議題といたします。

質問者の富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） それでは、令和6年度の可児市教育委員会事務の点検評価報告書がありますが、その中の21、22ページにいじめ重大事態の調査がなされ、課題が指摘されたとありますので、この件についてお伺いをすることです。

それで、4点にわたってお聞きをしたいと思うんですけど、指摘をされた課題とは何でしょうか。

それから、それに対してどのように対応したのか。

3番目、いじめ防止基本方針の見直しをするというふうなことが書かれてありますが、どの点をどう見直すのか。

それから4番目、組織対応の強化は、具体的にはどのようにして図っていくのかというこ

とです。

○委員長（天羽良明君） この件につきまして執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（下園芳明君） まず、3番のいじめ防止基本方針の見直しとは、どの点をどう見直すのかにつきまして先にお答えします。

文部科学省が昨年8月に重大事態の調査に関するガイドラインを改定、それを受け、岐阜県が今年4月に基本方針の改定を行っています。今後、本市においても市長部局と連携して基本方針の見直しを行う予定です。

見直しにつきまして、本市がどう見直すかにつきましてはこれからですけれども、文部科学省の今回のガイドラインの改定は、法の施行から10年を経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等、そのような事例が存在していることから重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確にし、円滑かつ適正な調査の実施及びいじめの対象児童・生徒や保護者等に寄り添った対応を促すといった点で文部科学省は見直しをしておるところです。

あとの3つの御質問、1. 指摘された課題とは、2. それに対してどのように対応したのか及び4. 組織対応の強化はどのように行うのかにつきましては、いじめ重大事態調査委員会からの報告書の中で課題等が指摘されているところではあります。ただ、現在も事案が終結していないことから報告書の内容を公表できる段階ではなく、申し訳ありませんが現時点ではお答えすることができません。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） 答えることができないということですが、実際にやっぱりそういうことがあったので指摘をされたという、そういうことですか。

○教育総務課長（下園芳明君） 富田委員御指摘のとおり、報告書の中では指摘をされておるところですので、確かに実際にあったところです。以上です。

○委員（富田牧子君） いろいろすごく詳細にそれを教えてほしいとかいうわけではないんですけど、私はこれを読んだときに、そういうことがあったにもかかわらず、ずっと教育福祉委員会にいるんですけど、そんな報告はなかったということが、とても残念な気がするわけですね。事細かにということはないけれど、やっぱりこういうことが生じているんだということは、実はここの委員会で私は報告していただけるといいなというふうに思うんです。それも知らないまま、これを見て初めてそういうことがあったのかということでは、ちょっと委員会としての仕事は十分できていないというか、私たちももっと知らなきやいけないというふうに思うわけなんで、答えられませんとか知りませんというような、そういうことを公にしない、隠すような、そういうのはちょっとどうかなというふうに思うのでここで聞いているんですけど、言えないということであればいいですけれど、何かやっぱりそういうことが発生したときには、きちんと議会のほうにも報告していただくということが、できる範囲で結構ですけど必要かなというふうに思うんですけど、どうですか。

○教育総務課長（下園芳明君） 御指摘されたところ、事務局のほうに持ち帰りまして、この案件のこととも、また今後のこともございますから、また改めてこういった場で報告できるかどうか事務局のほうで協議して、また報告させていただきます。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、(3)校内教育支援センターについてを議題といたします。

質問者の川合敏己委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（川合敏己君） お願いします。

校内教育支援センターについて、要旨ですけれども、今後、西可児中学校、今渡北小学校、今渡南小学校、広見小学校への設置、拡充が予定されています。支援をしてくださっている人材の確保が必要不可欠となりますが、どのような資格や経験を持った方を募集してお願いしていく予定でしょうか。また、支援員1人当たりの報酬額は幾らぐらいでしょうか。

蘇南中学校と中部中学校の校内教育支援センターは、設置から約1年半になります。校内教育支援センターの運用に当たり、支援員は校内のクラス担任や関係機関の方々とのやり取りが必要不可欠になると思いますが、会計年度任用職員の立場で学校、担任教師との連携がスムーズに図られているのでしょうか。また、支援員の任務遂行に必要な個人情報の取扱いはどうしていますか。

校内教育支援センターの支援員は、関係機関との連携会議等は行いますか。もあるならどのような会議が行われていますか。よろしくお願いします。

○委員長（天羽良明君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（木村正男君） お答えをします。

まず1つ目ですが、支援員の募集に際し、国や県が資格や経験を必須としているため、本市でもそれらは問いません。ただし、児童・生徒の成長を心から願い、寄り添うことができる教育への熱意を持った方を求めます。そして採用後、研修などを通じて専門性を高め、児童・生徒の支援に当たれるようにサポートします。

なお、支援員1人当たりの報酬額は、報酬単価である時給1,490円です。

続きまして、校内教育支援センターの支援員は、生徒との面接やそこで過ごす生徒の見届けを行っています。生徒の様子を記録用紙にまとめることを通して、管理職や学年主任、担任といった関係職員と迅速かつ正確に情報共有し、組織的な連携体制を整えていきます。関係機関との連携については、校内の教育相談コーディネーター、それから管理職等が窓口となってやり取りを進めています。より連携がスムーズになるように、支援員も一緒にになって会議をする機会も増やしています。先ほども申し上げましたとおり、支援員は生徒との面談内容や様子を記録用紙にまとめています。これらの記録は情報の共有範囲を明確にするため、管理職や関係職員が閲覧するようにしています。回覧後はファイルにじて保管し、持ち出さないようにするなど、学校長の責任の下、個人情報の管理を行っています。また、支

支援員は本務職員と同様、管理職から個人情報の取扱いに関するコンプライアンスについて学んでいます。

最後に3つ目です。

連携会議についてですが、今まで支援員が教育相談コーディネーターや管理職等と協力し、個別に関係機関やスクールカウンセラー等との会議を実施してきました。今後は、校内の教育支援センターであるスマイルinguルーム等が持つ専門的なノウハウを校内教育支援センターの支援に生かすために、定期的な連携会議の実施を検討しています。スマイルinguルームの職員と校内教育支援センターの支援員とが意見を交流し、具体的な支援方法を検討する場を設けます。そうすることで校内教育支援センターの支援員の専門性を向上させ、不登校傾向にある児童・生徒へのより質の高い支援につなげていきたいと思っています。以上です。

○委員長（天羽良明君） この件に関しまして質疑を行います。

質疑のある方はお願ひします。

○委員（川合敏己君） ありがとうございました。

一部一般質問の中で説明のあったことも含まれておりましたが、丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

熱意のある方を入れてサポートしていくということなんですが、結構、例えばこの1年半やられている中部中学校と蘇南中学校の支援員の方ですかね、手探りでやっていらっしゃったんですけども、もちろん学校長の監督の下にそうしていたとは思うんですが、実際に分からぬ部分とか、そういうものが必ず出てくるはずなんですね。そういうものは誰がフォローしてくださっていたんですかね。

○学校教育課長（木村正男君） 学校の中では校内の教育相談コーディネーターという役割がありますので、その担当者、そして教頭が主に相談を受けて、担って動いております。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

例えば蘇南中学校だと、優秀な相談支援員の方が、支援の先生がいらっしゃるわけなんですね。ただ、その先生はそこにしかいなくて、今後4校で立ち上げていくに当たっては、そういう先生、いわゆる経験のある先生が本当にいらっしゃればいいんですけども、そうじやないと本当に大変だと思うんです。そういうところというのは、問題はなさそうですかね。

○学校教育課長（木村正男君） 今申し上げましたように、校内の教育相談コーディネーターは全学校には配置しています。その教育相談コーディネーターの研修も定期的に行っておりますので、そこでカバーするように育成していきたいと思っております。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

あと記録用紙に記入をしてということなんですが、実際に校内教育支援センターで勉強されていらっしゃる生徒さんというのは、クラスにも所属をしているわけですよね。実際そこ

の担任の先生は、やはり関わっていただいているような状況になっているんでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） そこにつきましては子供の個人の実態にもよりますので、ついている支援員が状況把握しつつ記録をまとめ、必要であれば担任が関わるように動いております。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

校長先生をはじめ各先生方というのは、校内教育支援センターの立ち位置といいますか、その目的、それがなぜ行われている、なぜ設置されているのかという部分については、よく把握していらっしゃいますか。そういったところの研修とか、そういったことはなされていらっしゃいますか。

特に今マンモス校、中部中学校も蘇南中学校もたくさんの先生方が、たくさんの教室で生徒が学んでいるわけなんですけれども、なかなか人によっては、特別支援教室は従来ありましたけれども、校内教育支援センター、いわゆるこれもう僕は特別に支援をする教室だと思っているんですけど、この存在について、いま一つ理解が不足しているのではないかなとちょっと理解しておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） そこにつきましては、例えば蘇南中学校でいくと、既に校内教育支援センターのためのパンフレットを作ったりして地域への啓発もしていますが、校内の職員についても啓発していますし、この夏休み期間中の夏の研修には、教育相談コーディネーターが中心になって、このことに関する検証をしていると聞いております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございますか。

○委員（川合敏己君） あと定期的に今後会議を設けていく、これは一般質問の中でも述べられていたと思いますけれども、具体的にはどういった関係機関との会議になっていくんでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） まずは、校外にある教育支援センターのスタッフ、それからスクールカウンセラー、そして校内の教育支援センターの支援員、そこが集まって情報共有をします。その中で必要に応じて、他機関の連携が必要であれば依頼をして来ていただいて連携会議を行っていきます。以上です。

○委員（川合敏己君） 改めて、現在の蘇南中学校と中部中学校の校内教育支援センターは、本当にうまくいっていますか。

聞き方がちょっと雑な聞き方をしてしまいましたけれども、いわゆる担任の先生であつたりとか管理してください、見てくださっている先生方と本当にうまく連携を取りながらやれないと把握されていますか。

○学校教育課長（木村正男君） そこで今困っているという話は特に聞こえているわけではないので、周知して職員が頑張っていると思っています。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時29分

再開 午前 9 時30分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

保育課長より訂正の発言がありますので、よろしくお願ひいたします。

○保育課長（可児浩之君） すみません、先ほどの条例案の質疑のところで、富田委員から職員配置の基準の御質問をいただきまして、3歳以上が20人に対し1人ということを申し上げましたけれども、すみません、令和6年度に改正になっておりまして、正しくは3歳は15人に対して1人、4歳以上は25人に対して1人ということでございましたので、申し訳ありません、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これでこの案件は終了いたします。訂正を認めます。

続いて、報告事項のほうに入ります。

1つ目、（仮称）可児市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、あわせて、（2）（仮称）可児市乳児等通園支援事業の確認基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明をお願いいたします。

○保育課長（可児浩之君） よろしくお願ひします。

こども誰でも通園制度の実施に関わりまして、新規2条例の制定について12月議会のほうに上程をさせていただきたいと思っておりますので、その御報告をさせていただきます。

資料につきましては、5ページからが資料になりますが、まず6ページのほうを御覧ください。

こども誰でも通園制度の概要について、資料6ページのほうに掲載をしております。

資料の図で申し上げますと、赤い点線で囲まれた部分でございますけれども、こちらがこども誰でも通園制度というところで、対象につきましては3歳未満の未就園児が、月一定時間の利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度ということでございます。

次に下の表、制度の概要というところを見ていただきまして、まず事業主体ですが、こちらは市ということになってございます。

それから、下から2つ目、認可等というところを見ていただきまして、このこども誰でも通園制度を実施する事業所がある場合については、市のほうが認可を行うという仕組みになっておるところでございます。

これを受けて、資料5ページのほうにお戻りください。

こども誰でも通園制度の実施に当たりまして、子供が安心・安全に制度を利用できるよう

に児童福祉法に乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることが規定されております。

また、本制度の実施事業者は、乳児等支援給付の対象施設として要件を満たしているかの確認を受ける必要がございます。これは、子ども・子育て支援法のほうに乳児等通園支援事業の確認基準を市が条例で定めなさいということが規定されております。このことから、可児市においても新規に2条例を制定するものでございます。

なお、5ページの資料にありますとおり、1つ目の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準につきましては、既に内閣府令が公布されておりまして、それに基づきまして市のほうの条文もこの具体的な規定内容にあるような項目について規定をしていく予定しております。

それから、2つ目の乳児等通園支援事業の確認基準を定める条例につきましては、令和7年10月に内閣府のほうが内閣府令を公布する予定となっておりますので、その内容に基づきまして市の条文についても策定をする予定としております。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） この件に関して質疑のある方はございますか。

○委員（富田牧子君） 4月から始まるわけですが、受け入れをするこの制度、園は認可園全部ということですか。

○保育課長（可児浩之君） 今、受け入れにつきましては市のほうも選定を進めているというところでございますけれども、まずは国が運営給付費を出すと言ってはいるんですけれども、この発表が令和8年の3月、年度末を予定しておりますと、私立園のほうにやるところはございますかと募集をしたいんですが、そういう事情もあって、なかなかそういうのが難しい状況がある現状でございますので、まずは公立のほうで実際に制度実施することを基本としまして、公立での場所を現在選定しているというような状況でございます。

利用者の利便性の面から考えますと、やはり複数か所、市内にあったほうがいいということがございますので、そういう運営給付費がなかなか明確にはなっていない状況ではありますけれども、こうした状況も踏まえながら私立園のほうにも意向確認を今後していく予定としております。

ですので、やっていただく事業所としては本当に少ない事業所になることを想定しております。以上です。

○委員（富田牧子君） 月10時間ということなんですが、1回の時間とかは決まっているわけですか。何時間も1日ということではないと思いますし。

○保育課長（可児浩之君） 何時間という決めはなくて、まず開設する時間が10時間開設するかということもあるんですけれども、基本的には利用者の方の都合で1日、2日で丸々使ってしまってもいいですし、1日2時間ずつ5日に分けて使うと、こういったことも自由に設定できる形の制度となってございます。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

○委員（富田牧子君） もう一つ聞きたかったのは、相談体制というところなんですが、どこでやるかも決まっていないような状況で、それが決まっているかというふうなことはお聞きしても仕方がないのかなとは思いますが、その点についてはどのように考えていますか。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

この誰でも通園制度の趣旨自体が、いわゆる未就園の子供についてもその子育てを支援するという形で一定程度の時間預かりますよという仕組みになりますので、その中で特に意義として考えられているのが相談窓口としての機能ですね、その辺りがやっぱり悩みを相談していただける、気楽に相談していただけるというところの趣旨も持ってございますので、大変重要な形にはなりますが、基本的には実施園の保育士が相談をいわゆる専門家として受けさせていただくという形を想定しております。

相談内容については、お子さんの発達に関するることはいろんな多岐にわたるというふうには考えられますので、それに応じまして必要な専門機関に橋渡しが必要ということであれば、そちらにつなげるという形の想定をしてございます。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

○委員（松尾和樹君） 今、現存の制度で一時預かり事業というものがあると思うんですけど、そことの違いみたいなことがちょっと分かりづらいんですけど、御説明いただけますか。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

従来からある一時預かり制度については、いわゆる保護者の都合でちょっと都合が悪いから子供をちょっと見てほしいという言葉のまま一時預かりという制度にはなるんですけれども、今回のこのこども誰でも通園制度については、いわゆる子供の育ちをより促していく、いわゆる集団で実際に入って触れ合うことであったりとか、そういうことを経験することで成長を促すということが一つと、それから保護者にとって、いわゆる子育て負担の軽減、いわゆる子供と離れる時間を持つことで実際にリフレッシュしていただいたりとか、そういったことが趣旨になりますので、大きな違いとしては目的、入り口がちょっと違うと、かつ一時預かりのほうは、先ほど言った保護者の都合で都合が悪いから預かって、こちらのこども誰でも通園制度のほうはそういった就労要件も何もない、自分が預けたいと思えば預けられるという形の制度になりますので、その辺りがちょっと非常にやっていること自体はそんなに変わらないんですけども、意義というか目的みたいなものがちょっと違うという形の制度になります。

○委員（松尾和樹君） そうしますと、一時預かりの場合は事前予約ということだと思うんですけど、こちらのこども誰でも通園制度についての利用方法とかというのはもう決まっているんですか。

○保育課長（可児浩之君） 資料の7ページのほうを御覧ください。

いわゆる市内に複数か所あって、実際にどこかの園で2時間使いました、あと何時間残っています、そういうこともなかなか分からず、市町村独自で分からずもんですから、国がここについてはシステムをこの7ページにあるとおりこども誰でも通園制度総合支援シ

ステムというものを構築しております。これで利用者の方はスマートフォンで自分の使いたい施設などの状況を確認、予約などをして、実際に面談を実施して、例えばアレルギーの話ですとかいろんな話がありますので、面談を実施した上でお預かりできますよということであれば正式に利用していただくと、そういう形の仕組みになります。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

○委員（松尾和樹君） 先ほどの富田委員の質問の中の答弁で、実施場所のところで、まだ令和8年3月に運営給付費の詳細が分かるので、可児市においては取り急ぎ公立園で制度実施を計画しているということだったんですけど、このいただいた資料6ページで見ますと認可外保育施設など様々な施設が上がっているので、一応国の方針としてはこういったことが考えられているけど現在は明確になっていないのでと、そういうような理解でよろしいですかね。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

国のはうは6ページの実施場所にありますとおり、いろんな施設でいわゆる設備的な基準と運営的な基準、職員配置も含めてですけれども、それをクリアしていればどこでもいいですよという言い方はあれですけれども、基本的にはお認めしますというふうには言っております。

ただ、うちのほうが、実は昨年度、私立園につきましては、実際にこのこども誰でも通園制度というものが始まるんですけれども、やっていただく意向はございますかというアンケート調査をやっております。その中ではほとんどが、やっぱり半分以上がちょっとやる予定はないと。あとはもう半分が、やっぱり制度の詳細がちゃんと分からないと判断できないと。あと2園ほど一応やってもいいかなというようなところはありましたけれども、やっぱりなかなか制度が明確なところではないので、そういう私立園の意向も踏まえて、ちょっとまずは公立のほうで。

国のはうは令和8年4月に1か所は必ず開設をしていなさいということがございますので、まずは1か所、公立で必ずやっていきたいとは思っています。その上でプラス、昨年度の令和6年度にアンケートを取った時点から今までで分かった新たな情報も加えた上で、私立園のはうにどうでしょうという意向をまた確認させていただきまして、やっていただけるところがあれば、それに新たにプラスしていくというような基本的な考え方であります。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、報告事項(3)可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてを議題いたします。

この件に関して執行部の説明をお願いします。

○こども健康部長（大杉美穂君） 可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

御説明いたします。

この改定につきましては、12月議会において計画案をお示しするもので、本議会においてはその概要を説明させていただきます。

資料の8ページをお願いいたします。

本計画につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、政府行動計画及び県行動計画に基づき、発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状を踏まえ、様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示すものとして、可児市においては平成26年11月に策定しました。その後、新型コロナウイルス感染症の対策に当たり、当該ウイルスの特性を踏まえた内容となるよう、令和2年11月に一度改定しております。

今回の改定は、県行動計画の改定に基づき、新型コロナウイルス対応での知見、経験や課題を踏まえ、次の感染症危機に万全な準備を行い、対策の充実を図ることを目的に行うものです。

続きまして、主な変更点ですけれども、2番をお願いいたします。

発生段階、フェーズですけれども、これを5つから3つに見直しをしました。

また対策項目につきましては、5つから6つにし、情報提供等につきましては、情報提供・共有・リスクコミュニケーションとし、偽・誤情報への対応等についてを追加いたしました。

もう一つにつきましては、これまで医療の中で扱っていたワクチンを独立した対策項目として規定し、接種に伴う健康被害への対応などについて追加いたしました。

今後のスケジュールにつきましては、12月に議会で説明をして、1月にパブリックコメントを実施、3月にパブリックコメント結果を議会報告し、その後、公表の予定にしております。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） インフルエンザというと、通常10月ぐらいからワクチン予防接種をするんですけど、今、年がら年中はやっているわけですよね。しかも、10月にやるときは1回だけということで、本来は2回やったほうがやっぱりいいという話もあるんですけど、そこら辺のことについて、今までの時期とか、そういうワクチン接種の見直しとか、そういうことはあるんですか。

○こども健康部長（大杉美穂君） ワクチンにつきましては、高齢者の方につきましては国の定期接種の中に入っていますので、そういった指針に基づいているものでして、今回の行動計画につきましてはそこまでの規定はございませんので、何にしても感染症の対策につきまして市にはほとんど法律的な権限はないところですので、国、県を通じての協力等、広報等になりますので、またそちらを通じての対応になると思いますので御理解をお願いいたします。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

○委員（松尾和樹君） 主な変更点の対策項目の変更後の部分で、情報提供・共有・リスクコ

ミュニケーションというところですね、偽とか誤情報への対応とかＳＮＳの動向、相談窓口等で寄せられた意見等を通じての双方向のコミュニケーション対応という部分なんんですけど、もう少しちょっと詳しく説明していただいてもよろしいですか。

○こども健康部長（大杉美穂君） こちらも先ほどの発生段階に応じて、準備期等やることが違ってくるんですけれども、双方向のコミュニケーションで準備期としましては、可能な限りお互いの偽情報じゃないよということに基づいたリスクであるコミュニケーションを適切に行なうことができるよう、受け取り手の反応や必要としている情報をさらなるこちらから情報提供をするように心がけるというような形になっております。

偽情報につきましても、繰り返し情報を提供する、混乱を避けるために科学的知見に基づく情報を繰り返し市側から提供、共有するよう努めるというようなことになっております。

○委員（松尾和樹君） 今の対応をする窓口というかツールというのは、既存のものを使って行われるということでいいんですかね。

○こども健康部長（大杉美穂君） 今のところ、今の既存のものを使うように考えております。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

ここで暫時休憩といたします。以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の方は退席いただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午前 9 時50分

再開 午前 9 時51分

○委員長（天羽良明君） それでは会議を再開いたします。

4．協議事項、(1)委員会の年間実施計画についてを議題といたします。

資料の9ページを御覧ください。

御説明させていただきます。

私の委員長の立候補における所信表明にもありました、今回は児童・生徒の教育環境の充実、そして高齢者・障がい者の生活支援の取組についてを課題として取り組みたいというふうに思っております。

調査事項といたしましては、「児童・生徒の教育環境」と「高齢者・障がい者の生活支援」の実情の把握とともに、その充実に向け調査・研究を行いたいと思います。

先ほど校内教育支援センターの質疑やいじめの把握のことについても御議論いただきましたので、そういう点も年間計画に加えて取り組んでまいりたいと思います。

大きな予算を伴いました教育環境の充実につきましては、ここ2年、小・中学校の大規模改修事業について洋式トイレ化が進められ、またＬＥＤ化も進んでおります。広陵中学校におきましては、エレベーターの設置などの予算も盛り込まれております。学習の質の向上が適切に行われているか、学校を訪問したりもしたいと思っております。そこで出てくる新た

な課題とか、一般質問等ありました熱中症対策、そして登下校の見守り等も力を入れて調査をしていきたいと思っております。学校体育館等の空調設備におきましては、先進地を視察して、そういうことも盛り込んで提言書にまとめることができればというふうに思っております。これは、暑さ対策全般と絡めての提言の報告を見込んでおります。

そして、2つ目の高齢者・障がい者の生活支援の実態を把握するため、地域包括支援センターの活動を現場視察したいと思っております。アウトリーチの一つとして、地域のサロン等を訪問して生活支援に対する生の声を伺ったりしたいと思っております。

続いて、調査の期間といたしましては、具体的な調査手順、時期などを下のほうに明記させていただいております。1年間取組をさせていただきます。

皆様のほうで御協力をいただきまして、市民からの意見聴取の場を議会報告会で暑さについてお伺いしたいという観点から、10月の初旬に何とか皆さんのスケジュールを確保していただきました。10月6日19時から、児童・生徒の教育環境について、また、サブタイトルといたしましては、子供の命を守る観点から熱中症対策等の御意見をいただくように準備しております。来週にPTAの代表の方と協議を行いまして、ここで承認されたことに関しましても意見交換をさせていただいて、議会報告会のほうに臨みたいと思っております。

1つ訂正がございます。

対象はPTAのほうで変わりございませんが、会場のほうが今は福祉センターを押されておりましたが、総合会館もちょっと借りられることになりましたので、場所を総合会館のホールに切り替えさせていただきたいと思っております。PTAのほうにもお伝えをさせていただきました。

そして、令和7年の11月から令和8年1月にかけては、先ほど申しましたとおり高齢者の助け合い活動などを見るために地域包括支援センターさんとも調整をさせていただいたり、できるだけ多くの方の声が取れるように同席をさせていただいて、フリースピーチにもありましたように独居老人の方々がたくさん参加されているので、サロンのほうを訪問したいというふうに思っております。

そして、昨年度も教育委員会さんとの懇談会におきましては、西可児中学校のチーム担任制などの新たな取組をその場で教育懇談会のほうで出てきましたが、また新たな教育委員会さんとの懇談会におきまして、学校教育の現状について情報共有を図りたいと思っております。

そして、これらの動向に伴いましてですが、先進市視察を1月から2月に考えさせていただいております。学校の空調、体育館の空調設備の先進地とか、手話言語条例の先進地とか、高齢者・障がい者支援サービスの先進地を視察させていただきたいと思っております。今考えておりますのが、ふじみ野市とか戸田市のほうが学校教育におきましても先進地でございますので、その近くも含めながら進めていきたいと思っております。

ちなみに、戸田市におきましてもふじみ野市におきましても、体育館の空調設備についてはもう先行してやっておる、現在進行形でもありますがやっておるというところで、埼玉は

わりかし早くから取り組んでいるというところがありますので、その実態のほうも視察させていただいたり、これから可児市のほうで進められる大型プロジェクトの動向を見守れるようになしたいと思っております。手話の言語条例につきましても、この両市ともに整備をしておみえになりますので、併せてお伺いしたいと思っております。

そして、4月から5月におきましては、学校のほうも訪問をさせていただきたいという考えもあります。洋式トイレの現状、そして校内教育支援センターを把握させていただきたいというふうに思っております。

これはちょっと4月から5月という時期にしてありますのは、昨年は蘇南中学校の校内教育支援センターを見ていただいておりますので、小学校の準備が整ったときにということを想定しておりますので、多少時期が遅くなっている点はございますので、これはまた皆さんと協議して訪問ができるタイミングが早まってもいいということであればそういうふうに進めさせていただきたいと思います。

また、エールぎふというところがございますが、こちらのほうは副委員長からの提案もありまして、年齢が小さい子から大きい子まで、いじめによる原因によります不登校とかの支援を早期に試みている施設、教育機関が岐阜のほうにありますので、これから皆さんと調整して視察ができればというふうに思っております。

最後に、6月の最終日におきましては、この年間計画に基づいて、視察をしたり生の声をいただきたりしたことを実際に提言にまとめることができれば報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上になりますが、皆様から御意見のほうをいただきながら、この年間計画を充実させていきたいと思っております。御意見のほうをよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

ありがとうございます。

この年間計画を基準として進めていきますが、先進地視察なども、今はたたき台という形で考えておりますので、視察先の案とかがございましたらぜひお伺いしたいと思っております。

それでは、年間計画については、このようなことを基本として進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（川合敏己君） 基本の視察先が埼玉近辺なので、例えばプラスアルファの部分、ここに書かれているのでも結構いっぱいいっぱいかなとは思いますが、いい情報いい先進事例があれば、埼玉エリアを中心としたほうがよろしいですかね。ちょっとその点お願いします。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

実はそのように考えておるところがございまして、副委員長とも相談して交通の利便性等も含めながら、あとは受入れの状況もあるので、戸田市とふじみ野市を上げさせていただけておりますが、どちらかが断られても、両方大丈夫だということもあるかも分かりませんが、

こちらのほうの近辺であれば十分1つ、2つ、内容によっては3つ、4つというような形になろうかと思いますが加えることはできますので、御検討のほうよろしくお願ひいたします。ほかにございませんか。

○議会事務局長（鈴木賢司君） 部外者というか、ちょっと外の者なので申し訳ないですけど、この企画書の中で議会報告会の開催という、恐らく議会報告会としてやるんだろうなというところがあって、まだ制度設計中なのかちょっと分からんんですけど、対象者はPTA保護者可と書いてあるんですけど、これはどういうことなのかな、PTAの役員さんは可ということをいっておられるのか、子供を持つ親さんはフリーでオーケーということをいっておられるのか、どういう方たちを対象としようと思われているかが、結局は人数的なものもあるので、ちょっとどういうふうにやるのかなというところが読めなかったんですけど。

○委員長（天羽良明君） そうですね。

今、副委員長とは、もしPTAの会長さんが全員来てくれるということであれば16人になります。そして、どうしても都合のつかない方に関しましては、代役のほうをお願いするような格好で、できるだけ16人ぐらいの形が2人の中では想定という形であります。そういう場合でも、もしかしたら家庭教育学級さんのほうがどうしても希望があったりしたときは、そういう役のある方については1人、2人増えたりもするケースもございますので、できるだけ役員さんというような形では2人は考えております。ですが、皆さんのはうでもっとたくさんの方をという形で、またそういった形にしてもいいということであれば、また皆さんと協議したいというふうに思っておりました。説明不足ですみません。

人数に関して、我々はPTA会長さん16人ぐらいを想定しておるということです。

○議会事務局長（鈴木賢司君） 会場を総合会館と言われたんですけど、大ホールですか。

ホールでこここのメンバーと、あと16人プラスアルファすごい大広間でやるんですかと思っているんですけど。

○委員長（天羽良明君） 広いほうが。

○議会事務局長（鈴木賢司君） 大は小を兼ねるでいいんですけど。

○委員長（天羽良明君） グループにちょっと分かれることを想定しております、声がかぶらないような格好で広ければいいということもあるかと思いますので。

[発言する者あり]

○議会事務局長（鈴木賢司君） うちの使用的の関係ですね、庁舎の使用的の関係もちょっと確認しなきゃいけないんですけど、人数によってはそういう大きなところでなくとも、うちの5階フロアを使ってもらえばいいような気もしないでもないので、ちょっとここは制度設計の中で考えてもらえばいいと思うんですけど、フリーという話になれば大きいところが要ると思いますし、フリーじゃなくてさっき言われたみたいに役員の関係団体のそういう役員さんということならば、そんなにたくさん来ないならば、そんなに大広間でなくてもいいかなという気はしないでもないですね。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

○議会事務局長（鈴木賢司君） セッティングの関係とかもあるので。

○委員長（天羽良明君） そうですね。要は対象の関係ですね。対象の関係を今の考えでいくか、それとももっと広く大丈夫なようにして、当日来たときに何人になるかが分からないので想定をしておくというふうでもいいですし、御意見いただければと思います。

〔発言する者あり〕

○委員長（天羽良明君） 暫時休憩をします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時26分

○委員長（天羽良明君） それでは会議を再開いたします。

当委員会の議会報告会は10月6日の19時に、会場のほうは、この市役所を含め交渉をさせていただきたいと思います。テーマは子供の命を守る熱中症対策ということで、対象はPTAの役員さんを中心に考えております。

いろいろな御意見をいただきましたので、来週のPTA会長さんとの交渉をしながら、できるだけ早く情報発信ができるように、そして16人ぐらいの方に参加がいただけるように進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

では、以上で本日の案件は終了させていただきます。

そのほか、何かございましたらお願ひいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時27分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月12日

可児市教育福祉委員会委員長